

議案第62号

加西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

加西市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

加西市長 西村 和 平

加西市印鑑条例の一部を改正する条例

加西市印鑑条例（平成6年加西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 印鑑登録申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を加西市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年加西市条例 号）第2条に規定する目的のために利用しようとするときは、前2項の申請は、個人番号カードの提出と同時にしなければならない。

第7条の見出し中「印鑑登録証」の右に「等」を加え、同条第1項中「以下同じ。）」の右に「又は印鑑登録証の機能を付加した個人番号カード（以下「印鑑登録証機能付個人番号カード」という。）」を加える。

第8条の見出し中「印鑑登録証」の右に「等」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項前段中「印鑑登録証」の右に「又は印鑑登録証機能付個人番号カード」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 印鑑登録証機能付個人番号カードが次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者は、市長に印鑑登録証機能付個人番号カードの引替交付の申請をすることができる。
 - (1) 印鑑登録証機能付個人番号カードが著しく毀損又は汚損したとき。
 - (2) 印鑑登録証機能付個人番号カードの有効期間内に個人番号カードを更新するとき。

第10条第1項第3号中「印鑑登録証」の右に「又は印鑑登録証機能付個人番号カード」を加える。

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 印鑑登録証機能付個人番号カードが失効したとき。

第13条第1項中「印鑑登録証」の右に「又は印鑑登録証機能付個人番号カード」を加える。

第14条中「及び」を「又は印鑑登録証機能付個人番号カードを挿入し、かつ、」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、市民の利便性の向上に資するため、市の独自利用として「個人番号カード」に印鑑登録証（しみんカード KASAI）の機能を付加するため、所要の改正を行うもの。

【概要】

1 印鑑登録の申請（第3条関係）、交付（第7条関係）

印鑑登録申請時に個人番号カードを合わせて提出すると、個人番号カードに印鑑登録証の機能を付加し、そのカードで印鑑登録証明書や住民票の写し等の交付を受けることができる。

2 印鑑登録証等の引替交付（第8条関係）

印鑑登録証機能を付加した個人番号カードを毀損若しくは汚損したとき又は有効期間内に更新するときは、引替交付申請すれば、無料で印鑑登録証の機能を付加する。